第十二条の二	法第十五条第二号 自ら輸入をした製造たばこの販売	法第二十一条において準用する法第十五条第二号 製造たばこの卸売販売
［略］	［略］	［略］

（許可申請書の添付書類）

第十九条　［略］

一　［略］

イ　［略］

ロ　許可申請者（未成年者又は成年被後見人、被保佐人若しくは被補助人である場合にあつては、その法定代理人をいう。）が破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者又は禁治産者に該当しない旨の市町村（東京都の特別区を含む。）の長の証明書

［ハ～リ　略］

二　［略］

［イ～ニ　略］

2　［略］

（準用）

第二十九条　第十二条（ただし書を除く。）から第十三条までの規定は、製造たばこの小売販売業について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句にそれぞれ読み替えるものとする。

［略］	［略］	［略］
第十二条	法第十五条	法第三十条第一項
	別紙様式第七号	別紙様式第二十八号
	その者に係る登録をしている税関長	会社の営業所を経由して、管轄財務局長
第十二条の二	法第十五条第二号 自ら輸入をした製造たばこの販売	法第三十条第一項第二号 製造たばこの小売販売
［略］	［略］	［略］

［新設］	［新設］	［新設］
［新設］	［新設］	［新設］
［同上］	［同上］	［同上］

（許可申請書の添付書類）

第十九条　［同上］

一　［同上］

イ　［同上］

ロ　許可申請者（未成年者又は成年被後見人、被保佐人若しくは被補助人である場合にあつては、その法定代理人をいう。）が破産者で復権を得ないもの又は禁治産者に該当しない旨の市町村（東京都の特別区を含む。）の長の証明書

［ハ～リ　同上］

二　［同上］

［イ～ニ　同上］

2　［略］

（準用）

第二十九条　第十二条から第十三条までの規定は、製造たばこの小売販売業について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句にそれぞれ読み替えるものとする。

［同上］	［同上］	［同上］
第十二条	法第十五条	法第三十条第一項
	別紙様式第七号	別紙様式第二十八号
	その者に係る登録をしている税関長	会社の営業所を経由して、管轄財務局長
［新設］	［新設］	［新設］
	［新設］	［新設］
［同上］	［同上］	［同上］

備考　表中の［　］は注記である。

附　則

この省令は、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行の日から施行する。